

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島市西区中広町三丁目25番8号

氏名 株式会社東洋クリーナー

代表取締役 清貞 裕

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 實

許可の年月日 令和 5 年 9 月 6 日

許可の有効期限 令和 10 年 9 月 5 日

1. 事業の範囲

区 分	産 業 廃 棄 物 の 種 類
裏面のとおり	裏面のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所

別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年 月 日	更 新 ・ 変 更 の 別	年 月 日	更 新 ・ 変 更 の 別
H13. 11. 14	変更許可	H25. 9. 24	更新許可
H15. 8. 27	更新許可	H30. 9. 18	更新許可
H20. 10. 15	更新許可	R 5. 9. 21	更新許可

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

6. 備考

1 事業の範囲

区分

収集運搬
(積替・保管を含む)
この欄以下余白

収集運搬
(積替・保管を含む)
以下余白

産業廃棄物の種類

汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。)
廃プラスチック類
紙くず
木くず
繊維くず
ゴムくず
金属くず
ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず
がれき類
(これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白

燃え殻(判定基準に適合しないものを含まない。)
汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。)
廃油
廃酸
廃アルカリ
廃プラスチック類
紙くず
木くず
繊維くず
動植物性残さ
ゴムくず
金属くず
ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず
がれき類
ばいじん(判定基準に適合しないものを含まない。)
(これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以下余白